

日立市物価高騰対策事業業務委託 公募型プロポーザル 質疑に対する回答

(受付順)

No.	質問項目	質 疑	回 答
1	仕様書 P4 5(1)カ(ウ)	「コールセンターの開設時間は、午前10時から午後5時（土日祝日除く）を基本に、発注者と協議の上決定する。」について、想定されている市民からの総入電数をご教示いただけますと幸いです。	くらし応援物価高騰対策事業に係るコールセンターへの総入電数については、本市で想定している件数はございませんが、十分に対応できる体制を確保してください。
2	仕様書 P5 5(2)イ(ウ)	「給付金の交付を決定した事業者に対し、交付決定通知書を送付する。」について、交付決定通知書のひな型は任意でよろしかったでしょうか？また交付決定の最終判断は貴市という認識でよろしかったでしょうか？	交付決定通知書は、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）様式第5号を基に、受注者（優先交渉権者）との協議により決定したいと考えております。 また、交付決定の最終判断者は、お見込みのとおり本市です。
3	仕様書 P1 4(1)カ	商品券は日立市内の郵便局から発送するという認識でよいか。（日立市内郵便局までの持ち込みが受託者の責任範囲という認識でよいか。）	日本郵便株式会社のサービス利用が絶対条件ではありませんが、発送拠点への持ち込みが受注者の責任範囲という認識は、お見込みのとおりです。
4	仕様書 P2 4(2)イ(イ)	飲食店応援給付金事業について、どの期間（過去半年間等）の店舗売上高から、支援の可否を判断すべきか。	特定の期間における売上高を基に支援の可否を判断するのではなく、申請者からの誓約書での対応を検討しておりますが、詳細については、受注者（優先交渉権者）との協議により決定したいと考えております。

No.	質問項目	質 疑	回 答
5	仕様書 P2 5(1)ア	事務局及びコールセンターについて、日立市外に設置しても良いか。	事務局及びコールセンターの設置場所について、日立市内に限定するものではありませんが、本市との連携が十分に図れる体制を確保してください。
6	仕様書 P2 5(1)ア、P4 5(2)ア	くらし応援物価高騰対策事業および飲食店応援給付金事業について、事務局の担当者は両事業の兼務をしても良いか。	事務局の担当者は、事業の円滑な遂行に支障がなければ、両事業を兼務しても差し支えありません。
7	仕様書 P5 7	商品券配布額および給付金支給額の概算払いは可能か。可能な場合、金額と時期はどの程度になるのか。	商品券配布額及び給付金支給額の概算払は可能です。額と時期は受注者（優先交渉権者）との協議により決定したいと考えております。

※ いただいた質疑書に掲載された原文をそのまま掲載しています。